



プリンスランドオーナーズ会憲章

PrinceLand Owner's Club
<http://jpmuseum.com/ploc>



PLOC
SINCE 1984



創立20周年記念オーナーズ会特製地図

私たちは、ここプリンスランドを第二の故郷として愛し親しんでいます。プリンスランドは、素晴らしい環境に恵まれた浅間高原の中央部にあり、南に雄大な浅間山を仰ぎ、北に白根連峰を望む景勝の地です。

私たちは、このプリンスランドの環境と景観を守るため、一九八四年プリンスランドオーナーズ会を結成し、今日まで幾多の困難と障害を乗り越え、活動を継続しています。

私たちは、よりよいプリンスランドの環境と別荘生活を目指して、ここに次のことを宣言します。

プリンスランドオーナーズ会

プリンスランドオーナーズ会憲章

- 一. 私たちは、自然との共生を図り、プリンスランドの良好な環境が私たちみんなの宝であり、共有財産であることを認識し、大切にします。
- 二. 私たちは、緑と太陽に満ちたこの地において、平和で安らぎのある別荘生活が送れるように努めます。
- 三. 私たちは、互いに協力し、法令を遵守し、他人に迷惑をかけないようにします。
- 四. 私たちは会員同士の交流の輪を拡げ、そして婦恋村の歴史・風土・産物を尊重し、地域社会と連帯して活動します。
- 五. 私たちは、協力して自主的に犯罪を防止し、緊急時や不慮の災害の際には互いに助け合います。

以上は、二〇二二年八月十四日のプリンスランドオーナーズ会
定時総会において、満場一致で承認されました。

制定 二〇二三年八月十四日

第一条 みんなの協力とお互いの尊重
別荘オーナー・土地所有者をはじめ、訪問者、

滞在者、管理事業者、各種業者などプリンス
ランドに係わるすべての人が協力して、より
よい環境づくりにつとめ、他人に迷惑を掛け
たり、自分も不快な思いをしないよう、お互
いを尊重し合い、優しさと配慮をもって暮ら
しましょう。

第三条 塀と垣根

良好な別荘環境を守るため、区画の道路側及
び隣接区画との間には遮蔽された塀を設けな
いようにしましょう。隣との境界に垣根を設
置する場合は、見通しと風通しのよいもの
に、枝や葉が伸びて隣地に侵入しないように、
十分な余裕をもって自分の敷地内に設置しま
しょう。

第二条 大きな地形変更など

新築、改築、転売等に際しては、周囲の環境
や景観に大きな影響を与えるような樹木伐
採、岩石破壊、造成工事は慎みましょう。
また、事業者等による営利目的の自然物採取
や捕獲、販売などはみんなの力で防止しまし
よう。

第四条 樹木の管理

大木、特にカラ松は根が浅いために大雨や台
風時に倒れやすく、家屋のみならず人に損傷
を与える危険があります。また、枝が隣地に
張り出して迷惑を掛けたり、道路を塞いで通
行の妨げになることもあります。伐採、枝切
りなど適切な樹木の管理につとめましょう。

第五条 車の安全運行、駐車マナー

速度は時速30 km以下を守り、自転車や歩行
者に十分注意して運転しましょう。また路上
駐車は通行の妨げとなり、事故の原因にもな
りますので、来訪者の車を含めて敷地内に駐
車しましょう。

第八条 ペットのルール、マナー

犬やペットに対する反応は人によって様々で
す。飼い主はそのことをよく理解して、特に
犬の鳴き声で周囲に迷惑を掛けないよう十分
配慮しましょう。散歩の際は、通行人に恐怖
心や危害を与えないように短いリードロープ
でコントロールし、糞は飼い主が責任を持つ
て始末しましょう。

第六条 ゴミの出し方

ゴミの管理が不十分であると野生動物の出没
を招き、人命に危険をもたらします。
カラスはゴミを散乱させます。ゴミ出しは所
定の日に、所定の場所に、所定の容器で、所
定の分別に従って、正しく出しましょう。ま
たは、管理事務所横のゴミ集積保管所に直接
搬入しましょう。

第九条 隣人への優しいプライバシー配慮

別荘地には昔から「隣家の南口開放部のプラ
イバシーを守る」という美しいマナーがあり
ます。自宅の北側の窓を不透明ガラスにした
り、目隠し用の植栽をするなどの「優しい配
慮」に努めましょう。

第七条 騒音の禁止

音を出す機器の音量は大きすぎないように注
意しましょう。特に夜9時以降の騒音は近隣

第十条 廃屋の処分

長年使用されず老朽化が進んでいる建物、廃屋は周囲の景観を損ない、別荘地全体の価値を下げるだけでなく、不審者の侵入や倒壊、不審火といった危険性もあり、万一事故の際は所有者に責任が生じます。速やかに修理、または解体・撤去しましょう。

第十一条 廃車の撤去

敷地内に放置された廃車は、廃屋同様、見苦しく、プリンスランド全体の景観を損ね、別荘地としての価値を落とします。また目にする人や近隣の住民に不快な思いをさせます。速やかに撤去しましょう。

第十二条 防犯、危険対策

窓が割れている別荘、不審な車、倒木、不法投棄物など、周辺で異常に気が付いたらすぐに管理事務所に連絡しましょう。近隣の

別荘や周囲の環境の変化にも注意して、みんなが別荘全体の安全を守りましょう。

第十三条 近隣との交流

プリンスランドの住民同士は常に仲良くし、声を掛け合い、共に楽しい別荘生活が送れるよう努めましょう。オーナーズ会の活動に参加して交流を深めましょう。

また、嬬恋村の行事にも積極的に参加して、地元との交流も図りましょう。

そして、みんなで楽しい別荘生活を送るために、この「みんなの快適ルール」を守りましょう。

私たちは「プリンスランドオーナーズ会憲章」の趣旨を実践するために、この「みんなの快適ルール」を定め、二〇一二年八月十四日のプリンスランドオーナーズ会定時総会において、満場一致で承認されました。

制定 二〇一三年八月十四日

プリンスランドの歴史の変遷

環境顧問 守谷英隆

(前環境委員長)

一、プリンスランドの開発とその創生期

1 私達の第二の故郷とも云うべきプリンスランドは、上信越高原国立公園の二千米級の秀峰に囲まれ、浅間山の裾にくり広げられた雄大な浅間高原にある。天明三年（一七八三年）八月浅間山（二五六〇m）の大爆発と噴火で、灼熱した溶岩流が瞬時にして浅間高原の南から北の低地にある嬬原観音方面へと走って行き、その溶岩の流れた浅間高原の跡地は、火山岩（浅間岩）、石、火山灰が中心で不毛の地となった。その途中にあったプリンスランド（嬬恋村大字大前字細原）は、約一一五万坪（約三七九・五ha）の広さで、海抜一、一〇〇乃至一、二〇〇mの高さのなだ

らかな高原に位置している。ここでは、夏涼しく（15〜20℃）、湿気が少なく、静かで空気がきれい。浅間山からの湧水はつめたく、おいしい。夜になると葦の生えた川辺りを源氏ホタルが飛び交い、きらめく星が夜空に輝いた。又、近くにはいくつかの温泉場もある。日本三大野鳥の棲息地の一角でもあった。別荘を造るには正に最適の場所。

2 プリンスランドの土地は、元々このような原野で、自然公園法の適用もなく、法的規制は殆どなかった。この土地は嘗て国有地であったが、昭和二十五年頃（一九五〇年）大前地区の農地改良組合に国から払い下げられ

た。後年これを大蔵屋開発株（※以下大蔵屋と云う）が買い上げた。当時鬼押し出から三原までの有料ハイウエー（後の浅間・白根火山ルート）も国土計画株によって計画され、国鉄上野駅から万座、鹿沢口駅まで特急白根号の運転が予定され、更に将来は軽井沢を通る長野新幹線が予定されていた。（※プリンスランド興産株の前身。）

大蔵屋の清水社長はこのように恵まれた交通アクセスの計画と、法規制が少なく別荘地に適したなだらかで広い高原の土地に着目し、雄大な計画を立てた。即ち、広い丘陵地帯を七つの街区に分け、正面に自由の女神の通り、南北に浅間大通り等、道幅の広いアスファルト舗装道路を配置し、別荘地住民が集まれるシティホールをシャンボールの中に設け、ゴルフコース（一〇万坪）や、大規模な運動場、スイミングプールも造った（小計約一六万坪）。

そして昭和四十一年（一九六六年）秋から第一次（星の街）別荘分譲が始まった。都会から来た者も旧軽井沢辺りからこの大蔵屋プリンスランドの新天地に移転して来た者にとっても、ここは別荘環境と云い、魅力的な共用施設と云い、正に平和で安らぎのある快適な別荘地でもあった。スポーツに休息に又素晴らしい別荘生活を楽しめる別天地でもあった。スイミングプールの近くにはおいしい中華の店※や日本食堂もあり、風通しの良い処にオーナーズルーム※も造ってくれた。当初からプリンスランドは浅間高原では正にすぐれた別荘地であった。（※現在はない。）

二、プリンスランドの悲劇と オーナーズ会の発足

1 しかし、プリンスランドの環境は、**法的**には、**何の規制も保障もなかった**。当初の開発者大蔵屋の清水社長は、別荘地が自然と共生することをその計画の内に置いていた。又、プリンスランドの分譲自体は、着実に伸び、好成績を挙げていた。大蔵屋は分譲地に対し、騒音を出さない、車は地内時速30km等と厳しい「共益管理規定」を作成し、買主（別荘所有者）に対し、その遵守を求めている。オーナーもこれに従っていた大蔵屋の担当者は皆親切でよく別荘オーナーの面倒をみてくれるので、我々オーナーは、すっかり安心し、大蔵屋を面倒みのよい大家さんだと思い、大蔵屋を頼りにしていた。

2 ところが昭和五八年（一九八三年）夏、

我々がプリンスランドに行く様子が変わっていったので、驚いた。プリンスランドの地内は遊園地に来る外部からの車と人で混雑し、自由の女神の通りは車で一杯。プレイランドには、別荘地には全くふさわしくない東日本一の大観覧車やバイキング、西部劇の打ち合いをする砦等耳をつんざくような物凄い騒音。ホテルグリーンプラザのリゾートホテルや入口の大型レストラン等が建設され、別荘地使用の水もこれら施設にとられ、別荘は水飢饉。湯沸器も水洗トイレも使用できない。ほんの短期間の間にプリンスランド中心部二十六万坪（ゴルフ場・プレイパーク等）は遊園地・レジャー施設化して仕舞った。オーナーは大へん驚き失望した。そしてこの源の業者が安達グループであることがわかった。オーナーはプリンスランドの現状にいたく失望し、大家さんと頼りにしていた大蔵屋に苦情を云ったり、手紙を書いたが、何

の改善も期待できなかった。

3 高原の楽園に長年住んでいた多くのオーナーは、横の連絡をとる方法すら知らなかった。しかし、宮城裕史（医師・初代会長）を中心とする一〇名余りの人達が、その年の秋から自然と環境を守り、親睦を図るオーナーズ会を造ろうと、計画していた。

4 宮城・武井等を中心とした十数名の呼び掛けで、翌昭和五十九年（一九八四年）五月十四日（月）新宿文化センターに多くのオーナーが集まり、プリンスランドの自然環境の保全とオーナー相互間の親睦を図るため、「オーナーズ会」が発足した。各街から代表委員を選出し、後日の委員会で、宮城会長、柴田、川又各副会長、小池会計、守谷環境委員長・顧問等が選任。そして「プリンスランド オーナーズ親睦会」会則（案）が策定された。

三、安達グループと「プリンスランドの環境保全及び生活条件維持についての協定書」（以下協定書という）締結に至る迄の苦渋に満ちた長い道程

1 昭和五十九年五月二十四日オーナーズ会の代表役員は、大蔵屋と第一回の会合を持ちプリンスランドに遊園地を作った安達グループについて話合った。その結果、大蔵屋は昭和五八年五月オーナー達には何も知らさずプリンスランドのゴルフ・コース、プレイランドを含む中心部二十六万坪を安達グループに売却した。その売却条件の中に（イ）共益管理規定を守る、（ロ）騒音については留意する、（ハ）諸施設は別荘地にふさわしいものとするとの条件を大蔵屋は、つけたとのこと。しかし、残念ながらこれらは現実には全然守られていなかった（「つまこいNo.1」参照）。

大蔵屋は、プリンスランドでは高収益を挙げていたが北海道、沖縄、房総半島等のリゾート開発事業に失敗し、その負債を弁済するため、当時リゾート・遊園地業で急成長していた安達グループに二十六万坪を売却したことがわかった。

2 その後、六月十四日新宿グリーンプラザで、安達事業グループ、東京商事、ホテルグリーンプラザチェーン等安達グループの責任者らと話合った。席上私達は、先住民の我々が平和で快適に別荘ライフを楽しんでいたのに、突如常識外れの大観覧車やバイキングが現れ、それ迄の自然の風景を一変させ、スピーカーから流れる騒音はまるで新宿にいるようなもの。オーナーズ会としては、安達グループに対し、（イ）騒音を出さぬこと、（ロ）遊園地等に来る顧客の駐車場を安達グループですべて用意する、（ハ）別荘地にふさわし

い諸施設を作ること申し入れた。安達グループ側はこの申し入れの趣旨は了承してくれたかには見えだが、オーナーズ会からの出席役員一同このままでは、この先プリンスランドも、我々の別荘地もどうなるのかと心配した。

3 八月十二日（日）午後一時三〇分よりプリンスランド・シャンボール内コンベンションルーム（現在なし）で臨時総会（第一回総会）を開催、出席者一五三名、会則案、会計概算報告、本会の活動方針、会費、役員等の承認を得た。安達グループとの交渉の中間報告をし、同グループは何百億円かの資本を基に日本各地でリゾート活動をしているのに対し、オーナーズ会は僅かの会費だけで立ち向かうのであるから、会員一同の団結・結束を強く訴えた。

4 当時、安達グループが、プリンスランドの開発について群馬県知事に対し山林法に基づく大規模土地開発の許可を求めていることを知ったので、宮城、川又、守谷らが中心になって、再三前橋の群馬県庁の担当課である土地対策課を訪問。プリンスランドの実情を訴え、オーナーズ会の正当な要求が通るよう県から安達グループに対する指導を求めた。その結果、オーナーズ会は安達グループと互角に戦い、交渉ができるようになった。

5 実務的には、オーナーズ役員会の意向を基に安達グループ側代表ら（社長室長福田武士氏ら）と月に何回も交渉。昭和六十年（一九八五年）正月頃からは、当方（守谷）で協定書の原稿を作成し、安達グループに提示し、安達グループからオーナー側にカウンターの申し入れがなされ、これをこちらから又押し返すやり方の繰り返しであった。その纏まっ

た骨子は、次のとおり。

- ① 安達グループ側(甲)は、オーナーが長年、平和で安らぎのある快適な別荘生活をしてきたことを認識し、この環境や生活条件を守るようにする。
- ② 甲は共益管理規定を協定にとり入れたものとしてこれを遵守する。
- ③ 騒音防止のため群馬県公害防止条例の規則を守る。
- ④ 甲が新規設備を設ける場合、甲とオーナーズ会(乙)の協議・合意の上、これを行なう。安達社長が自社の所有権行使の制限を大へん心配していたので、乙は甲の提案に対し徒らに反対・留保しないことにした。
- ⑤ 甲は自己の顧客のため一、七五五台の駐車場を設ける。
- ⑥ 水道、テレビ、ゴミ回収でオーナーに迷惑をかけない。

⑦ 甲のホテルから近くの別荘が直接見えないうよう、グリーンベルトの樹木で囲む、その他プライバシー等を守るため地区計画的発想を振り入れ協定書写しを提出。

安達グループの遊園地の騒音は当初からは大分おさまったが我々が期待するレベルには中々ならなかった。駐車場の台数は二、三年遅れたが、大分改善された。新規設備の点は概ね良心的にやってくれた。長年の歳月が経った今日「協定書」は今もオーナーズ会と安達グループとの間で機能している。

四、超高層 リゾート・マンション

1990～1992年頃プリンスランド正面入口反対側の一休さんの近くに計画された百米を越す超高層リゾートマンション二棟の建設計画が出た。この計画は浅間山を望む

500区画室のリゾートマンション(33階建)の計画である。業者は建物に対する法規制がないことをよいことに、ビールを飲みながら、浅間山の景観を楽しむようにすれば、リゾートマンションは飛ぶように売れる、と考え、とんでもない超高層リゾートマンションの建設を計画。この建物は浅間山の景観をダメにするので婦恋村も猛反対。私達は駐車場のスペースも少なく、騒音、防火、給・排水も考慮せず、複合公害の元になる無謀な計画であると反対。この計画では、火災の場合、梯子車の関係か17階以上の人命の安全は保障できない。亦駐車場も殆んど造らないので、道路に路上違法駐車をさし、プリンスランドの自由の女神の大通りに勝手に駐車をさすのが、全く無茶な計画であった。私達は一〇三九三名のリゾートマンション反対の署名をとりつけ、反対運動を起し、県や国会にお願いし、又東京の計画業者とも直接



プリンスランド入り口付近に建設計画のあった百メートルを超す超高層リゾートマンション二棟建設の件は、最終的には建設阻止に成功しました。

日付「陳情書」を提出しました。村もオーナーズ会からの数回にわたる陳情書を考え、1996年から「明日の婦恋村を考える村づくりと土地利用協議会」を発足。川又、守谷が出席これらの結果は「つまごい No57」で報告。

五、都市計画制度の導入を 求める運動

交渉し、遂に建築基準法の一部改正に迄もちこみ、それを基に村条例を制定して貰って、これを阻止しました。当時の小寺副知事（後の知事）や長野建築課長さんには大へんお世話になった。

プリンスランド入り口付近に建設計画のあった百メートルを超す超高層リゾートマンション二棟建設の件は、最終的には建設阻止に成功しました。しかし、本事件は、具体的な法規制がなければ、浅間高原の自然も別荘地の住環境も、人の善意だけでは残念ながら守れないことを、私達自身、身を以て体験した貴重な教訓でした。これら法的規制を実現

するのが、都市計画法であります。また近く長野原町も都市計画法が適用になる予定でした。そうなりますと、将来リゾート開発問題が再び動き始めると、現在のままの法規制では私達婦恋村の浅間高原が狙い撃ちされることは間違いない。それは、通常のリゾート・ホテルやマンションの建設には実質的に規制がかからないからです。端的に言えば、貴方の別荘の隣にリゾート・ホテルやマンションが建つかも知れません。しかし反面、婦恋村の村民の方々は、別荘地住民とは住環境も考え方も異なります。村民の方の居住地では従前の建築基準法だけで十分で、都市計画法等の規制はして貰いたくないという考えがかなり強い。

私達プリンスランド・オーナーズ会は、このような問題を考えながら、平成六年（1994年）九月七日、本会代表より婦恋村村長と村会議長宛に、平成六年八月二十九

六、景観法導入の運動

1. 平成17年（2005年）開催された第22回定時総会において私は景観法を浅間高原地域に適用することを提案。即ち、都市計画法を婦恋村に導入し、地域・地区の区分けをし、将来の土地利用を考えることは婦恋村にとっても、私達浅間高原に居住する者にとっても大切なことである。

しかし、具体的に都市計画制度を導入するには、長い年月とかなりの予算がかかる。お隣の長野原町では、バブル期の高層リゾート・ホテル等の建設を阻止するため平成9年6月都市計画制度導入に踏み切ったものの、騒ぎがおさまったためか、地域、地区指定の段階になり足踏み状態にある。

又、婦恋村の歳入の面では、小泉内閣の地

方自治、財政削減の一環として地方交付金が削減される傾向にある。これでは都市施設の新設は期待できない。

金のかかる都市計画制度の導入はそう簡単にはできない。これに対し、浅間高原に景観法による準景観地区の指定を受ける場合は、行政の計画案、公告、公衆に対する縦覧、知事との協議等（つまこいNo.59、13頁）で余り年月がかからず、予算もいらわないと思う。

2. ところが、平成18年になり、村の政策推進課等を通じ、行政の動きをモニターしていたところ次のことが分かった。

(イ) 村役場としては、都市計画制度の導入と共に浅間高原地区に景観法による景観地区を適用する方針で動く。

(ロ) 地方交付税が縮小される上、過去の起債の償還期になっている。平成18年から5ヶ

年間毎年約十億近い負債（※）を返済しなければならぬので、予算的には極めて苦しい。村の三役に対する支払いは年3割カット、一般職員に対する支給は1割カット。私達の計画関係費はこれ迄の四百万円から百万円にカットになったとのこと。

（※浅間高原の住民には余り関係はないが、学校建設、道路、農地造成、下水道などの起債の償還）。

準景観地区の手続きは一〜二千万円前後で実施できるかと思っていたが、この制度導入には適用地区及び周辺地区の航空写真による地図の作成が必要（景観法関係省令）とのこと。

嬭恋村は、2010年同法導入の基準調査をやられ、今後委員会等組織を作り前進する予定です。

七、土砂の投棄や

違法採石問題

1. 数年前大笹の人が星の街の一角にアスファルトを含む**土砂を投棄し**、その上に別の業者が土を盛ったこれは、残念ながら法の網をくぐり、逃げられた。

2. 皆さんの記憶にも新しい（二〇〇八〜二〇〇九年）**違法採石問題**で、一万㎡を越す十数個所の区画で、安山岩（浅間岩）が、大規模に破壊され、プリンスランドの良好な環境が破壊され、周辺の人達は騒音・振動や、環境破壊で悩まされました。

不景気で浅間岩を売って儲けようとした無免許、無許可の業者に対して行政が採石法を適宜機動的に発動できなかったのは残念。別荘地住民は、この業者の仕業草に今でも大へん



「毎日、工事の土を3台のダンプで運んできて、空いている所に降ろし、ショベルカーが前に前にならしていきます」「数メートルの穴を2個掘って、ダンプ3台でいるんな土を運できます。ショベルカーの音、家がミシミシと振動するので居られませんでした」「夕方から朝までトラック置き場になります」という報告を当時受けました。

憤慨しております。

八、環境破壊の問題点

これはプリンスランドの特殊性、例えば地理・気象・風致、居住者の利用期間や変則的な経済的負担等によるものでしょう。

(1) プリンスランドは海拔11000〜1200mの割になだらかで静かな高原にあり、浅間山の雄姿を南に仰ぎ、軽井沢より300m位高く湿気が少なく、夏涼しい。空気がきれいで浅間山の地下水の水は冷たくておいしい。しかも、地内の道路55〜60kmは完全にアスファルトで舗装されている。日本三大野鳥の棲息地の一つでもある（現在はあつた過去形が正しい）。近くには温泉場やゴルフコースも多く、又歴史的遺跡もある。夏場のレジャーと休息には最適である。

(5) 又大変残念なことはプリンスランド内で、建物の建っていない区画もやがて宅地化する可能性があることを理由に村から現行宅地並み課税がされており。

永年土地のみを持つ区画所有者にしてみれば、地価は買った時より大幅に安くなりながら、固定資産税だけは宅地並みに払わなければならぬ。年金生活者に見れば固定資産税も負担になるでしょう。

更に共益管理費も管理会社（プリンスランド興産）に支払わなければならない。土地だけを所有している人達にしてみると、ダブルの経済的負担がかかるわけです。従って、相続などの場合、村に土地を寄付される方もおられるようです。ところが、村も立場をかえると、プリンスランド興産に村所有の間は、共益管理費を免除してくれと云われるそうです。又このような状態の土地所有者にながしかの金を払い、貴方の土地の大きな岩石を

(2) (1)のメリットを享受するために交通の便がよくなった。ここに来るには長野新幹線に乗り、浅間白根火山ルートの有料道路を利用するか、大笹、長野原を結ぶ県道を利用すればよい。プリンスランドはこの二つの道路に挟まれている。アクセスの良い地区である。反面万座鹿沢口駅の利用者が少なくなった。

(3) (1)及び(2)をうまく利用したのが安達グループのホテルやプレイランドであり、利用と云うより悪用しようとしたのが超高層リゾートマンション計画の話であった。建物や環境を守る法規制がないのが最大の問題でしょう。

(4) 土砂の投棄や採石法違反の問題は、業者が法をもぐり、文句を云う私達別荘の住民が余りいないときに、我々の共有財産で、我々の費用負担で修理・維持されているプリンスランド内の舗装された立派な道路、即ち私道を事実上自由に使用できるからである。



記憶にも新しい違法採石問題で、一万㎡を超す十数個所の区画で、安山岩（浅間岩）が、大規模に破壊され、プリンスランドの良好な環境が破壊されました。周辺の人達は騒音・振動や、環境破壊で悩まされ、急遽特別号が発行されました。

除き、平らにして売り易くして上げると云われれば、この話に乗る土地所有者の気持ちもよくわかります。違法採石業者はこの辺のことをよく承知していたと思う。

嬭恋村にも以上の問題点を行政の立場からどう対処すべきか十分検討したいと思えます。

二〇一一年八月

書・川又正義

浅間山

浅間山を背に 緑と光の中に
限りなくやさしい風が からだをつつむ
大きな自然の中で 胸いっぱい息を吸い
思いつきり 手足を伸ばす
この幸せを いつまでも 守りたい

相談役 川又正義

風と光に
きこわれ

